

令和8年度「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度推進アドバイザー 委託業務仕様書

1 目的

脱炭素に向けた動きが世界的に加速化する中、愛媛県では、令和6年1月に改定した県地球温暖化対策実行計画において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度までに2013年度比46%削減を目標に掲げて、各種施策を推進している。

目標達成のためには、県内CO₂排出量の約6割を占める産業部門の対策が鍵を握ることから、県では令和7年8月に、自社のCO₂排出量を可視化し、その削減に取り組む県内企業を認定するとともに、認定企業に対して多様なインセンティブを設ける「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度（以下「認定制度」という。）を開始し、CO₂排出量の削減とともに脱炭素経営を通じた企業や製品の価値向上を図っている。

本業務では、県内企業に対して認定制度を周知するとともに、認定制度に係る申請書の作成支援及びインセンティブの提供等を行うことにより、認定制度の活用を促進することを目的とする。

2 認定制度の概要

ア 内容

(ア) 2050年までの脱炭素化を宣言した上で、現状のCO₂排出量を測定し、削減に向けた具体的取組みを定めた県内企業を「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」として認定する。

また、県内企業とは、県内に事業所を有する企業を対象とし、本社所在地は県内、県外を問わない。

なお、現状のCO₂排出量は、県内に所在する事業所の総量を測定する。

(イ) 県の脱炭素ポータルサイトにおいて認定企業を紹介するなど、企業のCO₂削減努力が、対外的に評価される仕組みを構築する。

(ウ) 認定制度への関心を高めるため、認定企業に対するインセンティブを設定する。

(インセンティブ例)

- a 補助金や販路開拓支援など県事業における採択審査時における加点
- b 県発注の環境関連物品等の優先的取扱い
- c 脱炭素化等資金融資制度（県と金融機関の協調融資）における優遇措置
- d 県脱炭素ポータルサイトにおける認定企業の取組みPR
- e 企業ホームページや名刺等での公式認証マークの使用

※上記に限らず、認定企業にとってプラスとなるインセンティブを随時追加予定

イ 認定件数目標

令和7年度：100件

令和8年度：100件

令和9年度：100件

ウ 認定に係る事務

申請書の受付や認定に係る事務全般については、県が行う。

3 業務内容等

(1) 業務内容

県内企業における当該認定制度の認知を高め、認定制度への申請を促進するため、企業への訪問等を通じて認定制度の周知・説明を行うとともに、認定制度に係る申請書の作成支援等に取り組む。

ア 認定制度の周知・説明

(ア) 企業への訪問など直接のコミュニケーションを重視したアプローチにより、県内企業に対して認定制度の説明を行うこと。

なお、以下の点に留意し業務を実施すること。

- a 個別アプローチ件数のKPIは、500社以上とすること。
- b アプローチの対象とする県内企業について、受託事業者がリストを作成し、県の了解を得ること。
- c アプローチ対象企業は、製造業に限らず幅広い業種を含めること。
- d 県内企業のアポイント取得など訪問等に必要な業務は受託事業者が行うこと。

(イ) 上記a以外にも、県内企業の認知を高めるための有効な周知活動を行うこと。

イ 認定制度に係る申請書の作成支援

(ア) 上記アにてアプローチした企業等に対して、認定制度に係る申請書作成の支援を行うこと。申請書の作成にあたり、主に「①自社のCO₂排出量の算定」及び「②削減に向けた取組みの設定」が必要となるため、支援においては、企業がこれらを検討するにあたっての助言等が求められる。

(イ) 「①自社のCO₂排出量の算定」及び「②削減に向けた取組みの設定」における具体的な手法については、県が示すものを用いること。

ウ 認定制度を周知するためのPRチラシ作成

(ア) 認定制度の周知・説明に活用するためのPRチラシ（電子データ・印刷物）を作成すること。

(イ) PRチラシの印刷物は1,500部以上作成すること。

(ウ) PRチラシの印刷物の作成においては、環境（特に脱炭素）に配慮した製造方法にて作成すること。

エ 企業からの問合せ対応に係るコールセンター設置

(ア) 県内企業からの認定制度に係る問合せに対応するため、専門人材が対応できるコールセンターを設置すること。

(イ) コールセンターの受付時間は、平日9時から17時までとすること。

(ウ) コールセンターの電話回線は1つ以上設けること。

オ 新たなインセンティブの設定と対応

(ア) 認定企業へのインセンティブの設定として、以下の2つの項目を具体的に企画し、対象企業の募集・選定からインセンティブの提供まで一連の業務を行うこと。

- ①中小企業版 SBT 認証を取得するための支援
- ②地元大学と連携した人材採用に寄与する機会の創出

(イ) ①中小企業版 SBT 認証を取得するための支援について

- ・支援対象企業数：認定企業の中から2社以上
- ・支援内容：申請書の作成支援（CO2 排出量の算定、1.5℃水準の目標設定、書類作成（英語対応含む）等）、SBT 事務局への申請サポート及び同事務局からの指示事項への対応など、認証取得のために必要な作業に対して伴走支援を実施。
- ・その他：中小企業向け SBT 認証の取得に際し要する申請費用については、申請企業の負担とすること。

(ウ) ②地元大学と連携した人材採用に寄与する機会の創出について

- ・支援対象企業数：認定企業の中から4～6社程度
- ・支援内容：地元大学と連携し、大学の講座等を通じて、認定企業と学生との交流の場を設置することにより、企業の取組への理解促進やインターンシップへの参加向上につながるような企業の人材採用に寄与する機会を創出。
- ・その他：認定企業と学生との交流の場を設けるにあたっては、愛媛県の官民共創拠点「E:N BASE」の活用が望ましい。

(2) 事業の進捗報告

毎月末の進捗状況及び翌月以降の取組みの予定について、毎月県に報告すること。

4 県の脱炭素関連施策等との連携

認定制度の効果を最大限発揮するため、本業務の実施にあたっては、県の脱炭素関連施策やえひめ脱炭素経営支援コンソーシアム（※）との連携を図ること。

（※）えひめ脱炭素経営支援コンソーシアム

地域脱炭素を促進するため、県内の脱炭素化の旗振り役である愛媛県と、地域経済に密着し県内事業者とのネットワークをもつ伊予銀行・愛媛銀行が、相乗効果を生み出しながら、県内事業者の脱炭素化に向けた取組み等を支援する目的で、令和6年3月に設立したコンソーシアム。

5 業務実施体制

(1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛

県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

- (2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

6 その他留意事項

(1) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(2) 著作権等

ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から 第 28 条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

イ 受託者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

ウ 愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託者を表示することを要しないものとする。

エ 受託者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

オ 前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(3) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他

適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) その他

ア 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

イ 本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録

された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。